資料３

第１２次帯広市交通安全計画 （骨子案）について

1　第12次帯広市交通安全計画の作成趣旨

（１）背景

・本市では昭和37年の交通安全都市宣言以降、数次にわたり交通安全計画を作成し、関係機関・団体と連携しながら、交通環境の整備や交通安全教育などを推進してきた結果、交通事故の減少など一定の成果をあげてきた。
・また、国の第12次交通安全基本計画は令和８年３月、北海道の第12次北海道交通安全計画は令和８年７月に作成され、交通安全に関する施策の大綱が定められた。
・こうした実績や国・道の計画を踏まえ、今後も地域の実情に応じた交通安全施策を総合的かつ計画的に推進するため、第12次帯広市交通安全計画を作成するものである。

（２）目的

・第12次帯広市交通安全計画は、交通安全対策基本法に基づき、人命尊重の理念のもとに交通事故のない社会を目指して、総合的な交通安全対策を推進し、市民の安全の確保を図ることを目的として作成するもの。

（３）計画期間

・2027（令和９）年度から2031（令和13）年度までの５年間

（４）計画の位置付け

・交通安全対策基本法第26条に基づき作成する市町村交通安全計画
・第七期帯広市総合計画の分野計画

2　第11次帯広市交通安全計画の目標と現状

「目標」と「第７～11次計画期間における推移」

①交通事故死者数は、ゼロとする。

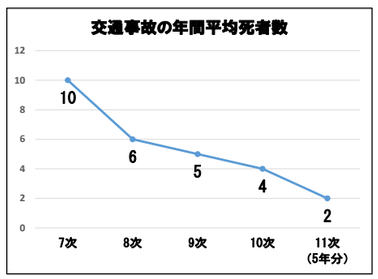

②交通事故年間平均発生件数及び負傷者数を減少させる。

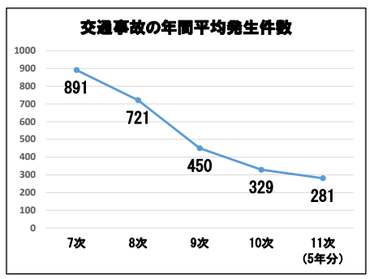

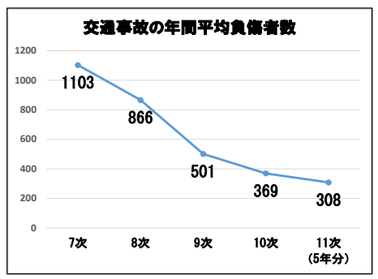

③交通事故年間平均重傷者数を減少させる。

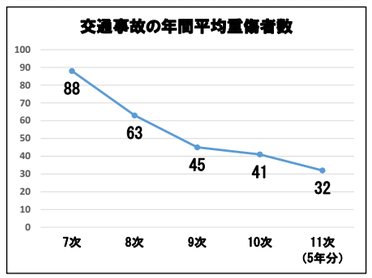

現　状

●第７次計画期間から第11次計画期間（５年分）にかけて、交通事故による各計画期間中の
①年間平均死者数
②年間平均発生件数、年間平均負傷者数
③年間平均重傷者数
は、全ての項目において減少した。
●一方で、目標①については、令和５年に死者数がゼロとなったものの、計画期間平均では達成できていない。

※第７次(平成13～17年)、第８次(平成18～22年)、第９次(平成23～27年)、第10次(平成28～令和２年)、第11次５年分(令和３～７年※最終年度の令和８年は除く)

3　第12次帯広市交通安全計画の基本的な考え方

（１）計画の基本的な考え方

・これまでの取り組みや成果を踏まえ、交通安全施策を推進する。
・交通環境の変化や法改正に対応し、国・北海道の計画と整合を図る。
・交通安全教育や交通環境の整備を進める。
・行政・関係機関・団体・市民が連携し、協働で交通安全に取り組む。

（２）施策の体系

・帯広市の第11次計画の体系を基本としつつ、国の交通安全計画及び第12次北海道交通安全計画と整合を図り、地域の実情や交通環境の変化に対応した交通安全施策を総合的に位置付ける。

施策の柱（第11次計画の柱を基本）	推進施策（イメージ）
1　交通安全教育及び広報啓発活動の充実	●交通安全教育の推進 ●交通安全に関する普及啓発活動や情報提供の推進 ●地域における交通安全活動への参加・協働の促進 など
2　交通環境の整備	●生活道路や通学路等における交通安全対策の推進 ●交通安全に寄与する交通環境の整備 など
3　救助・救急活動の充実	●救命講習等の普及活動の推進 ●救急関係機関の協力体制の確保 など
4　被害者支援の推進	●交通事故相談活動 など

（３）計画の推進体制

・本計画の推進にあたっては、庁内の関係各課をはじめ関係機関などが相互に連携・協力し、それぞれの役割や専門性を活かしながら、交通安全施策を総合的に推進していく。
・帯広市交通安全市民会議（交通運輸関係者や学識経験者等で構成）において、市民や関係者から交通安全上の諸問題等についての意見を聴取しながら計画を推進する。

4　計画作成スケジュール（予定）

	令和８年							令和９年		
	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
作業工程	骨子案作成 →		原案作成 →			計画案作成 →				○ 計画作成
総務委員会			● 骨子報告			● 原案報告			● 計画案報告	
帯広市交通安全市民会議			○ 骨子報告・諮問	○ 答申	○ 原案意見聴取			○ 計画案報告		
パブリックコメント						⟺				